

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回文化財保護委員会
開 催 日 時	令和4年11月30日(水) 午後2時開会 午後3時15分閉会
開 催 場 所	登米市役所中田庁舎 2階 201会議室
議 長 (委 員 長 又 は 会 長) の 氏 名	後藤悦雄議長
出 席 者 (委 員) の 氏 名	佐藤文則副議長、菅野純夫委員、工藤輝雄委員、千葉博之委員、高橋啓一委員、佐藤謙一委員、浅野稔委員、笠原信男委員
欠 席 者 (委 員) の 氏 名	佐藤貞光委員
事 務 局 職 員 職 氏 名	教育長 小野寺文晃、教育部長 小林和仁、教育部次長 菅原正博、生涯学習課長 山形敦、文化財文化振興室長 日野裕子、文化財文化振興室長補佐兼係長 石井真弓、技術主幹 小野寺智哉、主事 阿部美香、学芸員 高橋伶奈
議 題	令和3年度埋蔵文化財・天然記念物現状変更事務取扱状況について 令和3年度天然記念物滅失事務取扱状況について 文化財の指定について
会 議 結 果	令和3年度埋蔵文化財・天然記念物現状変更事務取扱状況について、令和3年度天然記念物滅失事務取扱状況について報告を行った。また、文化財の指定について協議し指定は見送ることとなった。
会 議 経 過	別添のとおり
会 議 資 料	第1回登米市文化財保護委員会 報告 (1) 令和3年度埋蔵文化財・天然記念物現状変更事務取扱状況について (2) 令和3年度天然記念物滅失事務取扱状況について 協議事項 (1) 文化財の指定について

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
事務局 議長 教育長	開会 挨拶 挨拶
事務局	委員及び出席職員の紹介
	欠席の委員が1名で出席が過半数であった。登米市文化財保護委員の会議運営に関する規則第2条第2項の規定に基づき、議長が会議を主宰した。
	一協 議一
議長	(1) 令和3年度埋蔵文化財・天然記念物現状変更事務取扱状況について、(2) 令和3年度天然記念物滅失事務取扱状況について、事務局から報告をお願いします。
事務局	【資料に基づいて事業実績を説明】
議長	ただいまの報告について、質問等があれば伺いたい。
委員	教育委員会が主体となって行うような、新しい発掘調査の計画はありますか。
事務局	資料に記載したものは、事業者より提出された工事に対して、埋蔵文化財を保護するための県からの各種指示です。現在、市で新たに発掘調査をする計画はありません。
議長	ほかにご質問がなければ、次の協議事項に進みます。文化財の指定について事務局から説明願います。
事務局	【資料に基づいて文化財の指定について説明】
議長	事前に資料の配布があり確認いただいていると思いますが、何か質問はございますか。昨年の文化財保護委員会でも話しましたが、実物を見ないで答申できるかご意見をお聞きしたいと思います。どこかに(資料を)展示した、という説明もありましたが、どうでしょうか。
委員	個人的には、(審議会として)一度実物を見た方がいいと考えています。大内家文書は、私も見たことがあります。武蔵野図は、現在の懐古館が開館した時に専門家の先生の解説を聞いた記憶があります。
議長	文化財の諮問機関としての委員会唯一の仕事です。このまま答申してよろしいですか。 本来、(諮問の文化財が)何点あるだとか、所有権の問題もあります。元々は市のものではなかったと思います。所有権の移譲についても、(事務局から)示してほしいと思います。

委員	<p>個人所有の文化財か、寄贈したものか、寄託したものか、その辺を心配しています。市民に公開するものかどうか、その辺もあると思います。すぐに（公開）できないとしても、計画を立てて、後でご意見を聞かせてほしいです。</p>
事務局	<p>資料についての活用の計画ということによろしいでしょうか。天文五郎兵衛関係資料は、歴史博物館で保管しています。個人の方から寄贈いただいているものです。所定の手続きをして間違いなく寄贈を受けたものになります。歴史博物館で文化財を保存しながら年間の活用計画を作っております。（資料は）かなり貴重なもので、市外・県外の博物館からも貸して欲しいという要望がありますので、貸出をして広く活用、公開をしていきます。大内家文書は、東和総合支所3階の寿庵文庫に保管しております。今回、歴史博物館の常設展示室に小さくテーマを設けて3点を展示しています。87点のうち3点ということで、少しずつではありますが、市の宝として皆さんにご覧いただくという形で活用していきたいと思います。</p>
委員	<p>今問題になっているのは、どう活用するかということより、この審議会で見ないで（答申）するかが問題になっていると思います。昨年も意見があったと思いますが、その場で決まらなかったと記憶しています。</p> <p>市では昨年の審議会の意見を踏まえて今日資料を出していただけなかったのも、なぜ（実物を）出してもらえないのか、理由を伺いたい。</p>
事務局	<p>昨年は、実物を見ていないということでご意見がありました。その後、懐古館や歴史博物館の企画展で資料を展示しています。その際に、委員お一人ずつに確認はしていませんが、展示のご案内を差し上げているので、ご覧いただいた方もいらっしゃるのではないかと考えていました。申し訳ございませんでした。</p>
議長	<p>展示しているから見た、というのは別の話ではないですか。実物を見ずに書類上オーケーという答申をしますか。私は東和（寿庵文庫）と登米（懐古館）で資料を見ていますが、審議会としての話です。この委員会は話し合いをしたというアリバイを作るための、その程度の委員会なのかと言いたい。</p>
委員	<p>例えば県で文化財保護委員会を行う場合、実物の持ち込みができない建造物や無形民俗文化財であれば、写真などで概要を確認してもらおう形になるのは仕方ないですが、有形（文化財）で移動できるものは、できるだけその場あるいは部屋を変えて実物を見てもらう形が多いです。そこは市の方針でやむを得ないのかなと思います。実物があるのが望ましいですが、それは今後どうするのか市に任せることにしてもいいのではないかと、今回は望ましい形ではないですが、やむを得ないのかなと思います。</p>
委員	<p>これだけの遺産としてまとまって保存されているのは珍しい。</p>

議長	<p>やはり、これらを今後とも大切に保存する意義は非常に大きい。</p> <p>ほかにご意見はございませんか。この場で答申する決定をしてよろしいか。皆さんもご存知のとおり、文化財保護条例は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する調査研究並びに審議を行い意見を具申するとなっています。調査研究というのはどういう意味なのか。資料審査でいいのかという話が出てくる。よろしいですか。前もってもらった資料で答申してよろしいですか。</p>
委員	<p>天文五郎兵衛関係資料の指定候補は4件ですが、企画展示を見たところ、4点以外にも天文五郎兵衛の資料があります。どういう基準で外しているのか説明をいただきたい。一方で、大内家文書については、市で所蔵している資料全点が入っているのではないのでしょうか。本当に指定が必要なのかわからないものがあると思います。天文五郎兵衛資料については資料を選択している。大内家文書については資料を一括指定しようとしている。その辺の市のスタンスをお伺いしたい。</p>
事務局	<p>大内家文書は一括性が認められる資料として指定をお願いしているものです。天文五郎兵衛関係資料については、4件だけなのかということ、申請を上げた当時で内容や性格がはっきり位置づけられるものについて、かなり特別なものだということで選択して指定をお願いするものです。天文五郎兵衛関係資料については、今後の調査の中で必要があれば追加で指定をお願いすることも検討しています。</p>
委員	<p>天文五郎兵衛の図録には、先程の4点以上の作品が掲載されています。掲載されているということは、他の4点と並んで資料の調査をしたとも取れます。大内家文書が一括性ということであれば、天文五郎兵衛についても一括性として評価するのがより重要なのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回、調査をしていく段階で、資料を評価していただいた仙台郷土研究会さんに相談させていただいたところです。委員のご指摘のとおり、一括性、同時期性があり、本来であれば一括性を求めて全件一括資料として申請すべきところですが、資料の位置づけとして、貴重なものについて先行して指定した方がいいのではないかと提案をいただいたものです。</p>
委員	<p>貴重なものを選んだということは、それ以外は貴重でないということでしょうか。そうではないですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>4点挙げたが、それ以外にも貴重なものということですね。また、大内家文書は一括なので、一括にしてほしいということですね。</p>
委員	<p>一括にして欲しいというのは、市の方針ですか。旧所蔵者の</p>

	方針ですか。
事務局	一括にして欲しいという語弊がありますが、一貫性が認められる資料として指定の申請をしたいということです。
委員	評価した方がそう書いているというのはわかります。天文五郎兵衛は、なぜ4点だけで評価されたのでしょうか。
事務局	最初の時点で、資料として調査の対象になったということです。資料の調査をして、位置づけが確定した上で、類例がないものであるという貴重性で指定していきます。
委員	申請に入れていないのは、天文学あるいは暦道に関する資料です。別の人に評価を頼む必要があるということですか。
事務局	そういった想定はしていません。調査を行う中で評価していただいております。今回評価いただいた方では判断が難しいのであれば、評価を依頼する方を新たに探すかもしれませんが、今の段階では申し上げられない段階です。
議長	色々説明を聞きましたが、どうですか。持ち越しますか。事務局も慣れていないだろうけども、我々も慣れていない。
委員	もし今日（答申を）保留となったら、（次は）いつやるんですか。来年の4月ですか。
事務局	いつ開催するかは私では申し上げられませんが、天文五郎兵衛の資料については、12月から一関市博物館へ貸出しする予定です。実物を見る機会は、返却を受け、3月半ば以降になりますので、今年度中にご覧いただくことは難しいと思います。事務局においても次回以降の保護委員会の予定は決定しておりません。
議長	一人ずつご意見をいただきたいと思います。
委員	ここまで来るのにも、沢山の人の手を経て、すぐに会議室に実物を揃えるのも難しいと思いますので、（審議の進め方の決定は）文化財担当の方（市）でお願いしたいと思います。
委員	色々ご意見があるでしょうが、前の委員が話したようにしてもらえればいいと思います。
委員	大内家文書について、時代が新しいものが結構あります。指定していいものかと疑問がある中で、一括管理しておかないと分散する恐れがあるので指定したいと。昭和時代のものを指定すると、これからの審査に支障がでてしまうのではないかと思います。確認したいんですが、（元所有者の）了解を得ずに入っているものはないんですか。後で訴訟になったら困ります。その辺の確認はできているのでしょうか。

事務局	<p>経緯については、大内家直系のご子孫から当時教育委員会へ寄贈していただいたものです。大内家から一括で寄贈されたという認識です。</p>
委員	<p>昭和27年の法要の資料も入っていますが、こういうのは指定してもよろしいのでしょうか。</p> <p>例えば江戸時代なら何点あるが、大内家から全部寄贈していただいたので昭和時代は時代として分けましたというように。文書を時代ごとに分け、分割して順次申請していけば指定がしやすいと思います。</p> <p>天文五郎兵衛について、一関市の博物館で展示するということですね。詳しい内容について、学芸員がプロとして解説してほしいと思っています。</p>
委員	<p>今日このように諮問されたのですが、関係資料は2年ほど前から正式ではなくとも出てるんですね。私も非常に関心を持っているのですが、資料が十何件あり、登米市として非常に貴重な文化財だと思います。指定して、保存した方がいいと思います。</p>
委員	<p>今説明をいただいて、時間的にも迫っているのかなという印象があります。2年前から資料が提示されていたということで、指定する方向で考えていければいいと思っています。</p> <p>ただ、今後のことを考えると審議の場、保護委員会を必ずしも会議室ではなく実物を見に行き、そこで学芸員から説明を受けるという形がいいのかなと単純に考えていました。案件によってはそういう進め方も、一目瞭然ですぐに決まるとは思いますが、委員会の進め方の方向づけを入れていただければと思います。</p>
委員	<p>審議の流れについてはやむを得ない部分もあるかと思いますが、望ましいのは先程委員が仰ったように、実物を見ながらという形だと思います。私は午前中に、他の市の審議会で建造物の指定の諮問がありましたが、建造物が見学できる場所だったので現地で開催されました。会場の確保が問題になると思いますが、今後検討していただければと思います。</p> <p>今回あがっている3件は市が所有する財産なので、「文化財」として後世に残すかどうか、指定するかしないかの課題になっていく訳です。市の財産は台帳に載っているはずですが、文化財の指定台帳にも載るかどうかの話だと思います。</p> <p>そこで繰り返になりますけども、大内家文書は一括して。天文五郎兵衛は選別してとなるのは、私としては基準がどうなのかと。市の財産として保存は問題なくできているので、文化財として後世にどう残していくのか。私としては、望ましいのは一括指定がいいと思います。価値を全体としてしまえば考え方としていいと思うのですが、選別するなら選別の基準が問題になってきます。市の考え方を明確に出してもらえば、今回も問題解決をどうするか私としても考えられるのですが、上手く言えないですがそのような感じです。</p>
委員	<p>確かに写真を見れば大体のことはわかりますが、大切な市の財</p>

議長	<p>産を指定するのであれば、慎重に審議してもいいと思います。私も、実物を別室で見るのもいいなと思いました。</p> <p>国（文化庁）では、文化財の保存を主目的として指定をしてきたようですが、最近は活用が主になっていますから。私は、活用しない文化財は指定が難しくなるのではと思っています。</p> <p>総括しますと、今後の市としての方針はという意見が出てきています。答申していいとも聞こえますがいかがですか。</p> <p>ここで良いか悪いかを返答を貰わないと、また改めて日にちを組まなければなりません、どちらも返事がないですね。事務局はいかがですか。</p>
委員	<p>私は、もう一度検討して審議するのはいいことだと思います。そのときに、また同じ案件を出すのかはわかりませんが、（資料説明の）中身を変えて出すのでしょうか。同じもの（資料）を、今日と同じ説明で審議しますよと（出すのでしょうか）。そのとき事務局は、また変わった内容で説明してくれるのでしょうか。</p> <p>結論を急ぐのではないんですよ。どのように出してくるんですかと聞きたいんです。</p>
事務局	<p>もしも今回決定ということではなく、次回に（持ち越し）ということでしたら、皆様から貴重なご意見を沢山いただきましたので、それを踏まえて、今日と同じということではないです。同じとなった場合、どうして同じなのか理由をはっきりさせて説明できるようにしたいと思います。</p>
議長	<p>そうすると今日は答申しなくて良くていいことですね。</p>
事務局	<p>勘違いをさせて申し訳ありません。委員のご意見で「もしも」という場合についてお答えしました。</p>
議長	<p>事務局は答申を今貰った方がいいのか、後での答申でいいのか。今日はこれで会議を終えるということですか。</p>
事務局	<p>そういうことではなく、委員のご意見に対する回答を申し上げました。本日どうするかは、委員さん方で決めていただければと思います。</p>
議長	<p>私達でどうしたらいいか決めて欲しいということですか。どうしますか。</p>
委員	<p>ひとつのまとめ方として、大内家文書のような形で全点を指定するということで、市の方針として一括としてというところで意見がまとまるのであればそういうことにして、天文五郎兵衛については今回4点出ていますが、他の資料を早急に追加指定というところで、答申書に追加要件とする文言を入れるのも悪くないのかもしれない。</p>
議長	<p>今の意見でよろしいですか。</p>

委員	<p>私は、今後のことも考えれば今日受けたものは、これでいいんじゃないですか。今日駄目ならまた考えると思うんですが、もしまたやるなら。修正をしたり、こうしたほうがいいじゃないかという意見が出ましたが、それでいいのではないですか。</p>
議長	<p>答えがまったく見えないのですから、今日はお流れですか。(次回に) もう一回やりますか。</p>
委員	<p>検討しましたが、今まで実物で展示されているのを皆様見ているので、もう少しこの他の資料等を見せていただいて、検討するというので、後でもう一回審議するというのでいかがでしょうか。</p> <p>保管資料を若干出せるものだけを見せていただく。そして皆様でまた話し合いをすることでどうですか。</p>
議長	<p>今の意見でいかがですか。</p>
委員	<p>今の段階で皆様が拒否した訳ではなく、反対した訳でもない。総意として、これに伴う資料を見て検討していただくというのひとつの方法じゃないですか。</p>
議長	<p>今の委員の意見はいかがですか。</p>
委員	<p>(実物の資料を) 見てみないとわからない。(申請に) これだけ苦労しているのはわかるんですが、やはり答申をする以上、責任があるのだから、一度は目を通していないと思います。</p>
議長	<p>ということだそうです。よろしいですね。事務局は残念なところがあるでしょうが、皆さんにもまたご足労いただくということで、今回の審議は終わってよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
議長	<p>これで終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(閉会)</p>